

国官参物第222号
国自総第293号
令和2年12月24日

各地方運輸局交通政策部長
自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

大臣官房参事官（物流産業）
（公印省略）
自動車局総務課企画室長
（公印省略）

申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて
（自動車ターミナル法関係）

デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっている中、現在政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進めているところである。

については、自動車ターミナル法に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方についても見直しを行い、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達は、令和3年1月1日以降の申請・届出等について適用することとする。

記

1. 以下の法令に係る事業者等からの申請・届出等の手続については、押印や署名を求めないこととする。

・自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）

・自動車ターミナル法施行規則（昭和 34 年運輸省令第 47 号）

2. 今回の見直し結果にかかわらず、申請書・届出書等に事業者等の押印や署名がある場合でも、それを理由に当該申請書・届出書等の受付を拒否することのないよう取り扱われたい。
3. 上記の法令に基づく告示・通達等に係る申請・届出等の手続についても、上記の方針に準じて取り扱うこととする。

以上